



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	〈研究ノート〉AVNOJ第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化
Author(s)	苑原, 俊明; Sonohara, Toshiaki
Citation	スラヴ研究, 34, 173-191
Issue Date	1987
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5169
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113276.pdf



AVNOJ 第2回会議諸決定と ユーゴスラヴィアの連邦化

苑 原 俊 明

序 論

1943年11月29日、当時国土のかなりの部分を外国軍隊によって占領・支配されていたユーゴスラヴィアの「人民」は、自らの政治的解放と自律、国家枠組の再編成という自決権を行使すべく、その代表者による会議を開き、重要な政治的決定を行なった。

即ち、前年にユーゴでの民族解放組織の政治的・代表機関として設立されていた、ユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト評議会（Antifašističko Veće Narodno-oslobodjenje Jugoslavije、以下 AVNOJ）がその第2回全国会議を開き、そのなかで既存のユーゴ国家の国家構造や権力基盤に関して、ユーゴの歴史上初めて「人民」による主権的意思の表明を行なった。そもそもユーゴ国家は、第一次世界大戦の終わりになって、既存のセルビアとツルナ＝ゴラ（モンテネグロ）という独立国家と、旧オーストリア＝ハンガリー二重王国の一部領域との結合によって形成されたものであった¹⁾。ところが、その結合のしかた、並びに結合を正当化する当事者の意思と、制度化の枠組が明確かつ具体的な形で合意されておらず、新しい国家が単一国家制かつ中央集権的な構成を通じて「国民統合」を達成しようとする、逆に、構成諸民族による自律と国家構造の再編の要求を強めることになった²⁾。いわば、従来いわれてきた民族自決原則（the principle of nationalities）の履行・実施という脈絡で、原則の本質的内容と考えられてきた「民族国家」（nation state）という枠組が、南スラヴ人に関して単純かつ機械的には妥当しないことが分かったのである³⁾。こうした歴史的背景の下、周辺諸国は、第2次大戦期に旧ユーゴ国家に編入されていた自民族集団の「自決」（実質的にはイレデンティズム）を名目として軍事占領と一方的併合などの措置をとった⁴⁾。

こうした占領体制に対抗し、現地のユーゴ「人民」による自決の第一歩となったのが、叙上の AVNOJ 決定であった。よって、一国の国内的な政治発展という側面のみならず、自決原則の国内的实施という面においても AVNOJ の諸決定は重要な意味を持つのである。ところが、日本においては、多民族国家での自決と政治変容に関して、ユーゴスラヴィアの戦争期での事例をとりあげた研究がほとんどない⁵⁾。多様な民族集団の政治的自律と国家の政治的統一との調和という面からみて、いわゆる「民族国家」の枠組に内在する諸問題を検討する際にも、南スラヴ系及びそれ以外の諸民族集団が結合して連邦国家を形成し、国内の政治制度を基礎づけたこの事例は、極めて示唆に富む論点を提供してくれる。そこで、本稿では AVNOJ の諸決定に関して、その主要なものを紹介し、その法的意味を吟味することで、主としてユーゴ国家の連邦化の法的基礎に関する概説の役割を

果たしてみたい⁶⁾。

I. AVNOJ 諸決定

本章では、AVNOJ 第2回会議で採択された基本的な宣言 (deklaracija) 及び宣言を受けて個別的に採択された四つの政治決定 (odluka) をとりあげ、その内容を分析したい。

1. 宣 言

この宣言は、第2回会議開催のいきさつ、とりわけ暫定政府として AVNOJ を位置づける必要がでてきた理由を叙述し、「ユーゴスラヴィア全人民の意思の」最高かつ真正な代表機関たる資格によって、同会議が基本的な四つの政治的決定を採択した事を明示した⁷⁾。

特に本宣言の規定で注目されるのは、自決原則の国内履行との関連で、自決権行使が外国支配に対する「人民解放」の形をとったことを強調した部分である。即ち、「ユーゴの諸人民の人民解放運動並びに人民解放軍（いわゆるパルチザン部隊——苑原注）が、ユーゴ全人民の解放運動から展開した」のであり、解放運動を通じて人民が「分離権並びに他人民との結合の権利を含む、自決の権利」を獲得してきた、とされる。また、占領体制及び「ヘゲモニー主義的大セルビアの最後の痕跡」と対抗して、ユーゴ人民が「同権に基づく、……（一部略）……民主的及び連邦制の人民の共同体」を確立することが、自決権行使の第1の目的とされたのである⁸⁾。

従って、国家構造の変更（単一国家制から連邦制へ）と「民主的」政治制度の確立が、AVNOJ の定める諸決定の基本原則たる地位を持つことにもなった。この点を踏まえ、宣言は、以下四つの事項について別個決定を下すこと、とされた。その第1は、「全体としてのユーゴスラヴィアの人民及び国家の主権」を最終的に代表する機関並びに最高の立法、執行権を持つ代表機関たる資格、を AVNOJ 自体に付与すること、そして AVNOJ の執行機能を行行使する人民政府としては、ユーゴスラヴィア全国解放委員会 (Nacionalni Komitet Oslobođenja Jugoslavije, 以下 NKOJ) を新たに設立すること、である。第2に、海外の亡命政府からは、「ユーゴの正統政府としてのあらゆる権限、とくにユーゴ人民を代表する権限」を剥奪する、という内容のもの。第3に、亡命政府が今までに、海外でのユーゴ政府という名で締結してきた国際協定や取極を、その効力上再検討すること。並びに、将来締結するだろうものについて、その効力を認めない、とすること。第4に、「同権な人民の国家共同体」として、民主的な連邦化原則に基づきユーゴを再編すること、である。

第1の決定は、ユーゴ国家の構造を自決原則に従って変更する際、ユーゴ全国での政治的統一を確保するため、連邦機関として AVNOJ を位置づけることにねらいがある。第2及び第3の決定は、海外の亡命政府との関連で AVNOJ の政治的正統性と代表性を強調する。第4の決定は、叙上のように自決原則の履行に直接関連し、連邦化と政治制度の選択について自決の実質的内容を示したものである。このように、宣言に依拠しつつ四つの基本的決定が、相互に関連しつつ宣言の内容を具体化するために採択された。

2. 最高機関化に関する決定⁹⁾

本決定では、「民族の友好と平等に基づく新しいユーゴ国家を建設する」ため、人民が自らの意思に従い、AVNOJを「人民と国家の主権の最高代表機関」へと転換すること（第1条）、同じく連邦制ユーゴ国家での「立法・執行上の最高の人民代表機関」たる資格を持つこと（第2条）が宣言される。よって、ユーゴ連邦の連邦機関が、その構成支邦の機関設立に先行して確立されたことになり、通常の状態結合様式での連邦化プロセスと異なるユーゴ独自の連邦化が始まることになった。また、AVNOJはその会期相互間の活動に関して、自ら選出した執行部（Predsedništvo）に授権する（第3、4条）、他方で、「人民政府としてのあらゆる属性を付与された」NKOJが、AVNOJ執行部の手で選出され連邦での最高行政機関としての任務を遂行すること（第6条）も規定された。よって、広い意味での暫定政府の機能を持つAVNOJとその執行部、及び狭義の連邦政府たるNKOJの法的基礎を本決定が与えたのである¹⁰⁾。

3. 亡命政府の代表権剥奪に関する決定¹¹⁾

本決定においては、亡命政府が先に旧王国軍の「大臣」に任命したチュトニク部隊の長たるドラジャ＝ミハイロヴィチ（Draža Mihailović）の、解放運動への敵対行動を理由として、亡命政府そのものの代表権否認が宣言された。即ち、「いわゆるユーゴ亡命政府」が外国に対してユーゴ人民を代表する権利について、これを剥奪する。かつ、「専らAVNOJを通じてのみ表明される、ユーゴ人民の意思」に反するような「政府」を認めず、とする（第1条）。こうして、AVNOJのみがユーゴ国家の主権を対外的に代表すること、その根拠は国内で人民の表示する意思（従って対内的な側面での自決）にあること、が示された。他方では、立憲君主制という統治形態の問題については、「国土の全面解放後に、人民自身が決定する」ものとされ、決定では現国王ペータル2世（Petar II Karadjordjević）のユーゴ本国帰国が禁止された（第2条）。

この決定により、国内法の上で正統政府とされるAVNOJが承認を対外的に求めることと、従来承認されていた亡命政府が国内の決定で代表権を奪われたこととの同時進行が始まる¹²⁾。伝統的な国際法の原則では、主権国家としてのユーゴの国際法での主体性は、征服行為によって他国の主体性に吸収されない限り継続する。後述のAVNOJ決定は、この趣旨に従い、占領体制を否認し国家のintegrityを再確認しているから、問題なのは国家を代表する政府について、その国際的承認という点に絞られることになる。そこで、AVNOJ（特にNKOJ）はその承認を求めて連合国の主要国と軍事並びに政治的交渉を、この決定以降繰り広げることになる¹³⁾。

最後に、この決定では叙上の国際協定の取扱について、効力の見直しを定める規定を置いた（第3、4条）¹⁴⁾。

4. 連邦化に関する決定¹⁵⁾

この決定の前文は、ユーゴの連邦化が自決権行使の結果であることを明示的に認めてい

る。即ち、「分離権又は他人民との結合の権利を含む、あらゆる人民の自決権」に基づき、人民解放闘争を通じて出された「ユーゴの全人民の真正な意見」に従って、AVNOJ が（連邦化を）決定した、と述べる。つまり、「他人民との結合の権利（強調苑原）」としての自決について、ユーゴの「全人民」の自由な選択によって連邦化が実施された訳である¹⁶⁾。このことは、一方で占領体制と隣国による一方的領域併合を否定し、少なくとも戦前の状態での国境内でのユーゴの主権回復を目指すもの、であった（本文第1条）。しかし、他方で注目されるのは回復された主権と領域性との関連では、純然たる単一国家制度の下での政治統合ではなく、領域的単位の自律（ただし分離権行使を直接意味するものではない）を保障する国家構造（連邦国家）の建設、が自決内容となったことである。そこで、従来の「民族自決」→民族の分離・独立→「民族国家」的枠組というシナリオにはない、別個の形態の自決が含まれることになった。このことは、特定かつ単一民族集団による自決が前述のような限界を持っていたことを踏まえて、「人民の同権」原則に則って（決定では、「セルビア、クロアチア、スロヴェニア、マケドニア、ツルナ＝ゴラ及びボスナ＝ヘルツェゴヴィナの構成人民であるセルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、マケドニア人及びツルナ＝ゴラ人の間の完全な同権」に言及）自決権行使がなされること、を意味する。自決の内容が、「同権」原則に適合し、しかも権利行使も対等性（即ち、共同の権利行使の保障）を伴うようユーゴでは概念設定がなされたことに留意したい。

次に、国内政治制度の面では本決定の規定により、連邦機関たる AVNOJ（と NKOK）に加えて連邦構成単位での人民解放委員会（Narodno oslobodilački odbori）や当該単位の人民解放反ファシスト評議会が、「基本的な人民権力機関」（osnove organe narodne vlasti）たる地位を認められ、いわゆる人民権力制に従った国家行政組織づくりが開始されることになった（第3条）¹⁷⁾。

最後に、ユーゴ連邦へは、自決の主体としての「人民」に加えて隣国と民族的起源を同じくするか南スラヴ系でない「少数民族」（nacionalne manjine）集団も含まれることになるから、これら集団の地位も問題となる。本決定は、これらの集団へは、「あらゆる民族的権利」（sva nacionalna prava）を保障するとの抽象的な規定（第4条）を定めたただけであった。この点では、のちの連邦化の進展とともに一方で文化的自治のみ認められる集団、他方で、連邦の構成単位ながらも支邦でなく一定の領域的自治権を付与された集団、に分かれることになった¹⁸⁾。

II. AVNOJ 諸決定の法的性格

この章では、前に紹介した宣言・諸決定の法的位置づけに関して、ユーゴの学説による三つの立場とその論点を紹介することにしたい¹⁹⁾。まず第1の立場は、これら決定が憲法的規範を持つのであって、AVNOJ 第2回会議はその意味で立憲的性質を持つ、とされる²⁰⁾。例えば、F. =チュリノヴィチによると、AVNOJ 第2回会議以前の段階では、ユーゴ全国における最高の国権機関が存在せず、その意味で全国にわたる権力体制が存在していなかったため、同会議開催ではじめて基本的な国家法秩序を構成する法が生まれた、とする²¹⁾。この立憲説については、第2回会議の決定で新しいユーゴ国家が誕生したとす

AVNOJ 第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化

るなら、それ以前に各地で設立され運営されてきた人民解放委員会の地位とその決定の効力が問題となる。

他方で、第2の立場としては AVNOJ 第2回会議以前に成立していた人民権力機関の法的性質を認めて、AVNOJ がその決定でこれらの事実を法的に確認しただけ、とする説がある²²⁾。例えば、M.＝シュヌデルルによると、既に1941年ごろから成立していた人民解放委員会と解放軍（バルチザン部隊——苑原）の設立時期が、新しいユーゴ国家の成立を示す、という。この説では国内法の革命的可変を一連のプロセスとみなすから、特定の日付を以て新国家誕生を確定することができない。

そこで第3の立場として（通説）、以上の両者を折衷する見方が唱えられている²³⁾。この説では、人民解放闘争の機関である人民解放委員会を、法の定立と執行の権限を有するある種の革命機関とみなす。そして、新しい国家の「潜在的国家機関」としての資格で一定の決定を採択してきた²⁴⁾。これが国内法上の革命的可変のプロセスとしての AVNOJ 第2回会議で、この機関の最高機関として AVNOJ が位置づけられるに及んで、その決定の形で変更が確認され、従前の人民解放委員会の行為が遡及的に有効なもの、とされるようになった²⁵⁾。こうした考え方で、AVNOJ 第2回会議の諸決定は、一方で立憲的でもあり（遡及効）、他方で宣言的でもある（従前の人民権力機関の法的性質）²⁶⁾。

論理としては通説の見解がより説得的ではあるが、その依拠する前提として、国内法秩序の革命的可変という視点が導入されている。つまり、法の形式が合法的となるにはそれに先行して国内法秩序（国家）が存在しなければならないとする見解に対し、革命的可変説では客観的に国家形成が終了していなくとも、「革命の担い手が支配的な社会勢力」との資格によって権力機関を構成し法的決定を下すことができる、という²⁷⁾。この前提の是非につき詳細な検討を加えることはできないが、著者自身はこの研究ノートで言及している自決原則の国内的履行との関連で若干触れてみたい。

その第1は、AVNOJ 諸決定は前に触れたように、「人民」を主体として、国家の基本構造と国内制度に関して、他者からの干渉を受けず（従って、占領体制による「自決」の押しつけ、ではなく）自由に決定を行なうこと、がその基礎にあった。そして、その自決権行使は、AVNOJ 自体の最高機関化とともに事実上人民権力制度に従う統治形態の選択を意味する。ただし、前述のように王政問題は戦後の決定に委ねたものの、実際に「全体としてのユーゴ国家と人民の主権」の原則に従って国内法秩序を再建することが AVNOJ の任務であった。従って、「国家の国内秩序の問題につき、その自由に表明する意思に従って解決する権利」がユーゴの「人民」に認められ、そのような資格で法制度の最終決定権を有することになろう²⁸⁾。この点で言うならば、人民の自由な意思表示の場として AVNOJ が設立され、その決定で自ら最高権力機関とし国内法秩序の変更を行なうことは、法的にも正当化されるのである。

第2に、折衷説では諸決定全般について、それが立憲的性格と宣言的性格の双方を含んでいる、と解されている。しかし、叙上のような著者の立場からすると、問題なのは実際に自決権行使の対象となった事柄、内容の方である。よって、決定のなかでも人民解放委員会等の既存の機関に基づいた人民権力制度に関する規定は、占領体制の下での立法を

否定する点では「立憲的」であるが、これら機関が「人民の主権」原則に則って設立され一定の法的行為を行なったことに関しては「宣言的」に確認した、と解される。他方で、ユーゴの連邦化に関する決定においては、ユーゴ国家を従来の単一国家制から連邦国家へ転換する規定につき、「立憲的」性格を持つことになる。また、ユーゴ国家全体の領土保全と「人民」の自決とに抵触する占領法制は、占領開始当時に遡り、「当初より」(ab initio) 無効とされよう。このように、AVNOJ 諸決定についてその法的性格を判断するには、その規律する対象と内容が、ユーゴ「人民」の自決と主権的意思によっていかなる効力を持ち得るのか、という視点で行なう必要がある。

最後に、AVNOJ 決定でユーゴの連邦化(その国名は、民主的ユーゴ連邦 Demokratska Federativna Jugoslavija, 以下 DFJ)が決まった時点では、連邦に参加する構成単位においてその単位での最高権力機関が存在していなかった。よって連邦化の基盤としての、各地(「^{くに}国」Zemlja)での「国家」の最高機関を設立し、その決定を通じて、ユーゴ「人民」が結合するとの法形式を整える必要がでてくる。こうした法的整合性の問題を解決すべく、AVNOJ の代議員を選出していたユーゴの各地の人民解放反ファシスト評議会¹は、AVNOJ の諸決定を承認し、各自の管轄内でこれを実施することを内容とする決定、を採択した。

III. ユーゴ各地の連邦への参加

1. スロヴェニア

ここでは占領以後早くから、人民解放組織たるスロヴェニア解放戦線(Osvobodilna Fronta)が成立し、その執行部が事実上の代表機関たる機能を果たしてきた。この解放戦線は、1941年9月正式にその執行委員会をスロヴェニア人民解放委員会(Slovenski narodno-osvobodilni odbor)と名づけ、スロヴェニアでの最高の政治代表機関とした。更に、1943年10月、「委員会」の集会がコチェヴェで開かれ(コチェヴェ集会, Kočevski zbor), この「委員会」が、「ユーゴの全人民を統一的に代表し、人民解放運動と国家共同体の統一的な指導部も伴った」統一国家たる「ユーゴスラヴィア」の枠内で、最高の国家権力機関²となる旨、決定した²⁹⁾。よって、AVNOJ 第2回会議より前において、「ユーゴスラヴィア」内でのスロヴェニアの国家としての地位及びその国家機関の設立を決めた訳であって、ユーゴの連邦化に関して他地域には見られない先行性を特徴としている。他方で、AVNOJ 第2回会議開催のあとに、「委員会」が AVNOJ 諸決定を受けて、次のような決定を下した。

まず第1には、自らの名称を「スロヴェニア人民解放評議会」(Slovenski Narodni Osvobodilni Svet)と改称し、スロヴェニアにおける最高の立法・執行機関であること、を宣言する。

第2に、AVNOJ 第2回会議によって「人民の友好に基づく新しい民主的な連邦の」ユーゴ国家が生まれたことを確認する。そして、「南スラヴ人の共通の国家の枠内で」スロヴェニア人があらゆる権利を享受する、と規定した。

AVNOJ 第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化

第3に、「スロヴェニアでの人権と義務に関する宣言」を別個に採択し、そのなかで権利や平等に関する諸規定を定めた。

最後に、スロヴェニアの政府としては、この「評議会」の執行機関たる「委員会」が機能することになっていたが、当時の条件下では行政機関が未発達のため、代わりに「評議会」執行部が暫定的に執行権を行使すること、とされた。

2. クロアチア

1943年始め頃には、ダルマチア州レヴェルで人民解放委員会が設立され、6月には第1回目の「クロアチア人民解放反ファシスト評議会」(Zemaljsko Antifašističko Vijeće Narodnog Oslobođenja Hrvatske, 以下 ZAVNOH) が開催された³⁰⁾。この設立決議において、クロアチアにおける「セルビア人及びクロアチア人並びに少数民族」の代表者が、この評議会を設立すること、そして評議会がクロアチアでの最高の政治代表機関となることも、併せて明示された。ここで注目したいのは、クロアチアの場合に、機関設立の主体たる「人民」が複数の民族集団を含んでおり、しかも機関設立の目的として「クロアチア人とセルビア人との真の民主的自由及び同権」達成が謳われたこと、である。ここで、多様な集団間の「同権」を保障することが、自決の前提となり、結局のところ自決の行使主体が、単一集団でなくて諸集団の共同したもの（「人民」）と観念されたことは重要であろう。AVNOJ 第2回会議ののち、ZAVNOH は第3回会議を開いて、このような路線に従ってユーゴ連邦への参加を決定したのである。即ち、クロアチア「人民」の自決権と主権的意思に従い、ZAVNOH が自らクロアチアの最高の国権機関となる旨、宣言されたが、そこでの最高機関性は、「クロアチアの国家と諸人民（複数——苑原）の主権」を代表するものと由来するものとされた。従って、「国家」と「人民」の主権という権力の担い手は、同時に、クロアチア人とセルビア人のいずれかに偏ることなく、この決定に従い、ZAVNOH へ代表されることになる。同決定では、評議会の評議員について、「……民族（強調は苑原）、宗教、人種及び政党所属の如何を問わない」こと、ZAVNOH の採択する決定はクロアチア人の使用するラテン文字とセルビア人のキリル文字との両方によって公布されること、を規定する。このような形で、クロアチアが、クロアチア人だけの国家でなく、ユーゴ連邦において同権的な諸「人民」の結びついた国家、としての性格を持つようになる³¹⁾。

クロアチアにおいても、ZAVNOH の執行権は、その政府が設立される前には ZAVNOH の執行部 (Predsjedništvo) が行使する、とされた。

3. ツルナ＝ゴースラ

1945年11月中旬、ツルナ＝ゴースラ（モンテネグロ）での人民解放反ファシスト評議会 (Zemaljsko Antifašističko Vijeće Narodnog Oslobođenja Crne Gore i Boke) の設立総会が開かれ、評議会が最高の政治代表機関であることが宣言される³²⁾。次いで AVNOJ 第2回会議のあとにツルナ＝ゴースラの評議会は AVNOJ 諸決定を承認する決定を採択する。更に1944年7月には、その第3回会議を開いて、ツルナ＝ゴースラの最高権力

機関として自らを「ツルナ＝ゴラ人民解放反ファシスト議会」(Crnogorska Antifašistička Skupština Narodnog Oslobođenja)に改称する。また、ツルナ＝ゴラでも同様に、執行権は CASNO の執行部が行使すること、とされた³³⁾。

4. ボスナ＝ヘルツェゴヴィナ

この地域 (BiH) は、連邦内での法的地位をめぐる議論があった。隣り合う支邦に属し一定の自治権が認められるのか、それとも連邦の他の支邦との対等性 (支邦) が認められるのか、について BiH の人民解放組織指導者と AVNOJ 指導部との交渉がなされた。結果的には、AVNOJ 第2回会議開催の直前に、この地域の「人民解放反ファシスト評議会」(Zemaljsko Antifašističko Vijeće Narodnog Oslobođenja Bosne i Hercegovine, 以下 ZAVNOBiH) の第1回会議が開かれ、ユーゴ連邦へは支邦としての地位で参加することを決定した³⁴⁾。この会議の決議によると、「あらゆる人民が完全なる同権をその下で保障される、自由かつ平等の人民から成る」新しいユーゴ連邦を、BiH の「諸人民」が「ユーゴ他人民と共同して」形成するもの、とされる。ここでも、クロアチアの場合と同じく、BiH の「諸人民」(narodi) という表現により、自決の主体が複数集団であることを示していた。この決議では、これらの「人民」が BiH をセルビア人のもの、クロアチア人のもの又はムスリマンのものとせず、「セルビア人、クロアチア人及びムスリマン全部の」国家と位置づけ、その国内でこれら民族集団間の「同権と対等性を保障」することを、ことさらに明示する³⁵⁾。

こうして、同権の「人民」が結合して BiH という支邦が、ユーゴ連邦内に形成されることになったが、1944年7月には AVNOJ 第2回会議の決定を受けて、ZAVNOBiH が BiH における最高の国権機関に転換した³⁶⁾。

この ZAVNOBiH 第2回会議は併せて、その採択した人権宣言のなかにおいても、「BiH のセルビア人、ムスリマン、クロアチア人が、それらの共通かつ不可分の祖国において同権」であることを謳って、民族集団の対等性を再確認した³⁷⁾。

5. マケドニア

マケドニア地方は、旧セルビア王国の一部として編入されて以降、内部の自治運動や隣国ブルガリアの領土要求など内外にわたって民族的対立と抗争の焦点となってきた。統一ユーゴ国家のなかでも、大セルビア主義的な中央政府の政策に対して、様々なあつれきが生じ、政治的な不安定をもたらしていた地域でもあった³⁸⁾。占領期はブルガリアと大アルバニアによって分割されていたが、1943年10月にマケドニアのパルチザン軍司令部は、同地域の解放闘争に関する重要な政治的決定を行なった³⁹⁾。この「宣言」(Manifest) では、「マケドニア人」、アルバニア人、トルコ人並びにヴラフ人を列挙し、これら「バルカン諸人民」(balkanski narodi) が、「人民の自決権及び完全な民族的同権」に準づいて、統一した「同胞的な連邦制の連合体」(eden bratski, federativen sojuz na balkanskite narodi) を形成するために闘争している、と述べられていた。つまり、別個の民族性を持つ集団としての「マケドニア」が初めて言及されたのである。このアプローチは、前述の

AVNOJ 第2回会議の決定にも反映し、ユーゴ連邦化に参加する対等の「人民」としての、「マケドニア人」が（憲法規範の上で）承認されることとなった。AVNOJ 第2回会議のあとの1944年8月、マケドニアの人民解放反ファシスト評議会（Antifašistkoto Sabranie na Narodnoto Osloboduvanje na Makedonija, 以下 ASNOM）の第1回会議が開かれ、ASNOM がマケドニアでの最高権力機関たる地位を持つこととなった⁴⁰⁾。ASNOM のこの「決定」（Rešenje）のなかにおいても、「マケドニア人民の自決権及び主権的意思」（suverenata volja i pravoto na samoopredelenie na narodot na Makedonija）に基づくこと、が明示され、「マケドニア人民」独自の権利主体性が確認された。

他方で、他地域同様に、ASNOM の執行権については、マケドニアの人民政府が設立されるまでの間、ASNOM 執行部（Prezidium）が行使するもの、とされた。

6. セルビア

1941年にすでにセルビアでは「セルビア人民解放中央委員会」が設立され、同地域での反ファシスト評議会の設立準備が始まったものの、対占領抵抗の組織化がかなり遅れて AVNOJ 第2回会議までに、そのような評議会を設立できなかった。1944年11月になり初めて、この「委員会」が「セルビア人民解放反ファシスト大会議」（Velika Antifašistička Narodnooslobodilačka Skupština Srbije）という名で招集されたのである⁴¹⁾。この「大会議」は「委員会」の規模を拡大した上で、自ら選んだ「セルビア人民解放反ファシスト評議会」（Antifašistička Skupština Narodnog Oslobodjenja Srbije, 以下 ASNOS）を以って、セルビアでの最高の立法・執行上の代表機関並びに「セルビアの国家及び人民の主権の担い手」に位置づける決定を行なう。「大会議」によるこの決定においても、「セルビア人民が自らその運命を決め、その意思に従って政府を組織する権利」（つまり自決権）を根拠とし、AVNOJ 諸決定の規定を承認する旨、定められた。

7. その他の地域

前述の六つの地域は、DFJ の連邦支邦たる地位を保つことになるのだが、ユーゴの残りの地域がどのような法的地位を持つのか、問題となろう。AVNOJ 執行部のメンバー（副議長）でその立法委員会に属していたモシャ＝ピャーデ（Moša Pijade）は、1944年4月に「DFJ の諸民族並びに各市民の基本的権利に関する宣言」案を起草した⁴²⁾。その草案のなかで、DFJ は次のように性格づけられる。

まず第1に、「セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、マケドニア人及びツルナ＝ゴラ人が結合し、セルビア、クロアチア、スロヴェニア、BiH、マケドニア及びツルナ＝ゴラという六つの民主的な連邦支邦によって構成される、民主的な連邦国家（demokratska federacija）」であること。これは先に述べた連邦化に参加した単位を示しているが、この宣言案は更に、「ヴォイヴォディナ及びサンジャックにおける人民（narod）には、連邦内での地位及び関係を自ら決める完全なる自由」が認められる、とする⁴³⁾。

第2に、ユーゴの連邦化は、「セルビア人、クロアチア人、スロヴェニア人、マケドニ

ア人及びツルナ＝ゴラ人」という五つの民族の間での同権を保障するものであるが、これと同時に「セルビア、クロアチア、スロヴェニア、BiH、マケドニア、ツルナ＝ゴラ」と併せて、「ヴォイヴォディナ及びサンジャック」人民から成る「民族国家」間の同権も、明示的に認められた⁴⁴⁾。

以上の点からすると、ヴォイヴォディナとサンジャックの「人民」には、連邦支邦を構成し連邦化へ参加する選択を含んだ、自決権が保障されていた、とも考えられる。

実際のところは、両地域とも他地域とは異なる選択を行なった。まず、サンジャック地方について。同地域にはセルビア人、ツルナ＝ゴラ人及びムスリマンが居住し、その構成民族の多様さから、法的帰属が問題となった。1943年11月に、この地域を代表する反ファシスト評議会 (Zemaljsko Anfašističko Vijeće Narodnog Oslobodjenja Sandžaka) が設立される⁴⁵⁾。この評議会は「他のユーゴ人民と共同して、自由な」連邦ユーゴ国家の「基礎づくりを行ないつつ」対占領抵抗の機関としての任務を果たすよう、定められていた。しかし、AVNOJ 第2回会議のあと、1945年3月に評議会は、自ら解散し、サンジャックをセルビアとツルナ＝ゴラとに分割・編入する旨の決定を行なった⁴⁶⁾。

次に、ヴォイヴォディナについて。前に触れたように、少数民族の居住する地域では自決に至らぬ自治が認められることになった。そのなかで、マジャール人、ルーマニア人、ドイツ人など多様な少数民族が居住し、他方でセルビア人やクロアチア人など南スラヴ系集団もかなり住んでいる、バナート (Banat)、バチュカ (Bačka) 及びスレム (Srem) の三地方 (併せて、ヴォイヴォディナ Vojvodina) は、領域的基礎を持つ自治権が付与された。

即ち、AVNOJ 第2回会議の決定を受けて1945年7月、「ヴォイヴォディナ人民の代表者たち」が、AVNOJ 宛てに請願を提出し同地域のセルビアへの編入を求めた⁴⁷⁾。先に同年4月、ヴォイヴォディナ代表とセルビア議会 (前に触れた ASNOS) との合意で、ヴォイヴォディナを「民主的セルビアの枠内における一つの自治州」(autonomna pokrajina) とする決定が、セルビア議会によって採択されていた⁴⁸⁾。この決定においても、民族間の「同権」、とりわけ「セルビア人、クロアチア人、スロバキア人及びルテニア人 (Rusin) の同権並びに少数民族の諸権利を承認すること」が明示された。また、占領体制に協力しなかったマジャール人及びドイツ人へは、市民権が保障されること、も言及した。かくして、同権の保障を前提にして、同年8月 DFJ の臨時人民議会 (Privremena Narodna Skupština DFJ) と名を変えた AVNOJ はセルビア議会の前述の決定を承認した⁴⁹⁾。

このような連邦単位ではあるが支邦でない自治的地位を得た地域として、他にコソヴォ＝メトヒア (Kosovo i Metohija、現在は単にコソヴォ) がある。この地域では1943年11月に政治的な代表機関を設立していたが、その年の年末から翌年始めにかけて、「コソヴォ＝メトヒア地方人民解放委員会 (Narodnooslobodilački odbor za Kosmet) 設立のための会議が開かれた⁵⁰⁾。この会議では、「分離権に至る自決権により、アルバニア人 (Šiptari) には自らの運命を決める権利があり」当該地方の多数派を占めるアルバニア人が、アルバニアと「統一」する可能性のあることを、認める決議を行なった。とはいえ、

この「委員会」が最高の権力機関と性格づけられずに終わる。そして、1945年7月コソメツト地方の「人民議会」(Oblasna Skupština Kosova i Metohije)が開かれ、「セルビアの人民政府の下での完全なる保護」や「ユーゴスラヴィア全体の政府が、コソメツトの政治・民族・経済及び文化的発展を援助」することを条件にして、「当該地方全住民の意思」によりセルビアへ編入されること、を決定した⁵¹⁾。こうして、コソメツトは、セルビア内での「自治地方」(autonomna oblast)としての地位を選択した、のである。

IV. 結 論

以上述べてきたことがらを、ユーゴ国家の連邦化の流れに従って、いくつかの段階に分けて論点整理してみよう。

まず第1に、1941年の占領開始のあとユーゴ各地に人民権力機関が生まれ、パルチザンの軍事行動とともに対占領抵抗をはじめてから、AVNOJ 第二回会議に至る期間がある。この段階では、ユーゴの連邦化決定もなく国家の最高権力機関もない状況であるが、二つの面で特徴を有する。一つは、人民解放委員会が1942年2月ごろの解放組織の内部規則(フォチャ規則 Fočanski propisi)に従って、系統化され権限や任務・構成に関して詳しく定められるようになった。この時点で、旧ユーゴ国家の行政組織と異なる「人民権力」の基本的機関としての機能を事実上持つようになった。これらの機関は、設立地の地域住民によって選出され、行政上の責任を直接負うものとされていたから、この時期、「住民」の地方自治という形で、人民の統治形態の選択が始まっていた(内的自決)と言える。また、これら機関の共通した第1の任務は、他国軍の占領と分割、占領体制に対して「解放闘争」を遂行することでもあった。従って、主権の回復・旧ユーゴ国家の領土保全という対外関係での自決、もこの時期に始まった⁵²⁾。

第2の時期では、AVNOJ 第2回会議の決定により、ユーゴの連邦化がはじまる。その連邦化は、前述のように「民族」としての「人民」が単独または共同して自決権を行使すること、その共同の権利行使が「同権」原則に従って保障されたものであること、自決の内容は連邦構成単位としての支邦の枠組を獲得しながら相互に「結合」すること、がその特徴であった。もちろん、支邦の枠組はまだ完成しておらずその単位内での最高機関が設立されていなかったが、政治的には支邦を基礎とする「人民」の自治(対内的自決)を保障することが、連邦国家の第1の任務とされていた。「人民」の「自由な意思表示」を媒介にして、連邦国家を構成する合意が生まれ、その合意された事柄が「連邦機関」の決定として連邦国家全体において憲法規範としての効力を有する。また、AVNOJ は最高の国権機関でありつつ、各地域の人民権力機関のなかでの最高機関としても位置づけられることとなり、連邦化は他面で人民権力機関の全国的な系統化・組織化をもたらす。この意味で、国家構造の基本的な変更(単一国家から連邦へ)が、単なる領域的再編ばかりでなく、連邦国家内部における新しい政治制度の選択とも結びつけられた点が重要である。前述の AVNOJ 決定に関する立憲的解釈と革命の変更論は、この面から説明されよう。また、人民権力制度が戦前の立憲制と異なる以上、実際には、1941年に始まっていた政治制度の変更が、AVNOJ 決定により法的に確認されたとする宣言説も、妥当性を持つ⁵³⁾。

第3の段階は、AVNOJ 諸決定に則りユーゴの連邦構成単位に最高の権力機関ができ、その決定を通じて連邦化へ参加する時期、である。これらの機関は、AVNOJ 決定で言及されたユーゴ諸「人民」の自決を実施すべく、連邦構成単位の連邦内での地位を自ら選択した。その一つは、「同権」原則に基づき、対等かつ共同の権利行使により、連邦支邦の地位を選んだもの。これは支邦としての「国家」枠組を獲得しながら、連邦全体の統一という原則の枠内（従って、分離・独立権を行使しない）での政治的自律（対内的自決の側面）を達成しようとするものである。他方、同じく連邦と結びつきながら、形式上支邦の一つであるセルビアの枠組内で、「自治」単位としての地位を得たものもあった。従って、連邦構成単位間での分化が生じたものの、いずれの場合でもその該当領域内で、「人民」が最大限の政治的自律を目的にした、国家の領域的再編（外的自決の国内的適用）が図られることになった⁵⁴⁾。

最後に、ユーゴの連邦化の終結段階として、連邦憲法並びに各支部の憲法の制定とそれに従った連邦並びに各支部の人民政府の樹立、がある。1944年の6月と11月、NKOJ は亡命政府首班と交渉して、統一した臨時政府設立を決め、1945年3月9日に、DFJ の臨時人民政府が樹立される⁵⁵⁾。こうして、亡命政府と AVNOJ（と NKOJ）の二重権力状況は終了し、連合国からの承認を受けてユーゴ国家の対外代表権が一元化する。同年8月 AVNOJ 第3回会議が、臨時の人民議会となり、制憲議会選挙を準備する。11月の選挙で招集された制憲議会は憲法草案を審議したあと、1946年1月31日に、「ユーゴスラヴィア連邦人民共和国」(Federativna Narodna Republika Jugoslavija) 憲法を制定した⁵⁶⁾。この連邦憲法で、共和制がユーゴ「人民」の選択した、新しい統治形態となった。他方で、1945年4月から5月にかけて連邦支邦には人民政府がそれぞれ樹立されていたが⁵⁷⁾、翌年12月より次の年にかけて、支邦固有の共和国憲法が制定され、共和制を基盤とした新しいユーゴ国家の形成（と連邦化）は法的にも完了した。

以上をもう一度要約すると、ユーゴ国家が単一国家かつ外国支配下の状況から、連邦制を導入し人民主権を原則とした統治へと転換する過程は、その法制度的な側面からみても、色々な特徴とダイナミズムを持っていた。一つは、連邦国家全体の独立と各民族の政治的自律との調和をはかろうとしたこと、第二に時期的には連邦機関の設立が先行し、支邦の「国家」枠組の完成がそれより遅れたこと⁵⁸⁾、第三に、以上の国内制度の変更に際して、「人民」の自決及び「主権的意思」の表明が、連邦国家であれ、その構成単位であれ、枠組形成の正当化根拠となったこと、に注目したい。このような視点からすると、1941年より45年までのユーゴでのダイナミックな政治過程において、AVNOJ 第2回会議の諸決定が果たした意義を、より明確に理解できるものと思われる。

— 注 —

- 1) 第1次大戦後に成立した国家の国名が「セルビア人、クロアチア人及びスロヴェニア人王国」とされたのに示されるように、ユーゴスラヴィア（1929年に改称）には、言及された三つの民族集団とツルナ＝ゴラ人（いずれも南スラヴ系）の他、多様な民族集団が含まれることとなった。

AVNOJ 第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化

1921年実施の国勢調査では、次のような民族人口構成であった、とされる。

民 族 名	人 口	人口比
セルビア人	4,665,851	38.83
クロアチア人	2,856,551	23.77
スロヴェニア人	1,024,761	8.53
ボスニアのイスラム教徒 ^①	727,650	6.05
マケドニア又はブルガリア人 ^②	585,558	4.87
他のスラヴ系民族	174,466	1.45
ドイツ人	513,472	4.27
ハンガリー人	472,409	3.93
アルバニア人	441,740	3.68
ルーマニア人, ヴラフ人, チンツェール人 ^③	229,398	1.91
トルコ人	168,404	1.40
ユダヤ人	64,159	0.53
イタリア人	12,825	0.11
そ の 他	80,079	0.67
計	12,017,323	100

出典は、Ivo Banac, *The National Question in Yugoslavia; Origins, History, Politics*, Cornell Univ. Press, 1984, p. 58. の付表。

(注) ① Bosnian Muslims, ムスリマンと現地では呼ばれ、言語的には南スラヴ（セルビア又はクロアチア語）的でありながら、宗教上イスラム教徒。

② この当時には、「マケドニア語」という書き言葉が成立しておらず、地域としてのマケドニアに住む南スラヴ系住民の民族的帰属が争われていた。詳しくは、柴 宜弘「マケドニア問題と南スラヴ連邦」『共産主義と国際政治』第4巻第2号（1979年）参照。

③ ヴラフ人 (Vlahs), チンツェール人 (Cincars) とは、普通ワラキア人とも訳されているが、前者はバルカン半島の山岳部で遊牧生活をするスラヴ人、後者はそのうちでギリシャの生活習慣を受入れた者、と解されているようである。Banac, Ibid. p. 43.

- 2) 両大戦間期における、ユーゴでのナショナリズムについては、次を参照。

P. F. シュガー, I. J. レデラー編, 東欧史研究会訳, 『東欧のナショナリズム：歴史と現在』刀水書房, 1981年, 402～406頁。

- 3) 第1次大戦のあとの時点における実定国際法においては、自決原則を「民族集団が、その意思のみにより、構成国家から分離する権利」と概念構成し、例外的な状況においてのみ（領域主権を実効的に行使する「国家」が形成し終えてない場合）適用されるもの、としていた。つまり、例外的な適用を前提とし、しかも、「民族」による分離・独立→「民族国家」という一元的な履行のレベルでのみ、概念化されていたのである。この点については、拙稿、『人民と民族』の自己決定の権利—その内容と範囲についての一試論（1979年、東京大学法学研究科修士論文）を参照。
- 4) 例えば、スロヴェニアはドイツとイタリアに、マケドニアはブルガリアとアルバニア（当時はイタリアの被保護国）に分割・編入された。また、ドラヴァ川とオーストリア＝ハンガリー国境とで囲まれたメジウムーリエ及びプレコムーリエ (Medjumurje, Preko murje) 地方、並びにドラヴァ川とティサ川及びハンガリー南部の国境に挟まれたバチュカ (Bačka) 地方は、大ハンガリー主義を主張するハンガリーへ編入される。旧ツルナ＝ゴーラは名目上独立を回復したが、イ

タリアが実質的に支配し、ドナウ川とティサ川及びルーマニア国境に挟まれたバナート (Banat) 地方は、ドイツが実質的に支配する。セルビアはドイツ占領軍の支配下、カイライ機関の「セルビア救国政府」がつくられる。第1次大戦中の密約どおり、ダルマチアはイタリアへ編入されたものの、残りクロアチア人の住む大部分の地域（現在は一部セルビア、クロアチア並びにボスナ＝ヘルツェゴヴィナ）については、カイライ国家の「独立クロアチア」の建国宣言が、枢軸国軍占領下行なわれた。以上の諸措置による、ユーゴ国家の解体については、次も参照。

スティーヴン・クリソルド編、田中一生その他訳、『ユーゴスラヴィア史』恒文社、1980年、220～223頁。

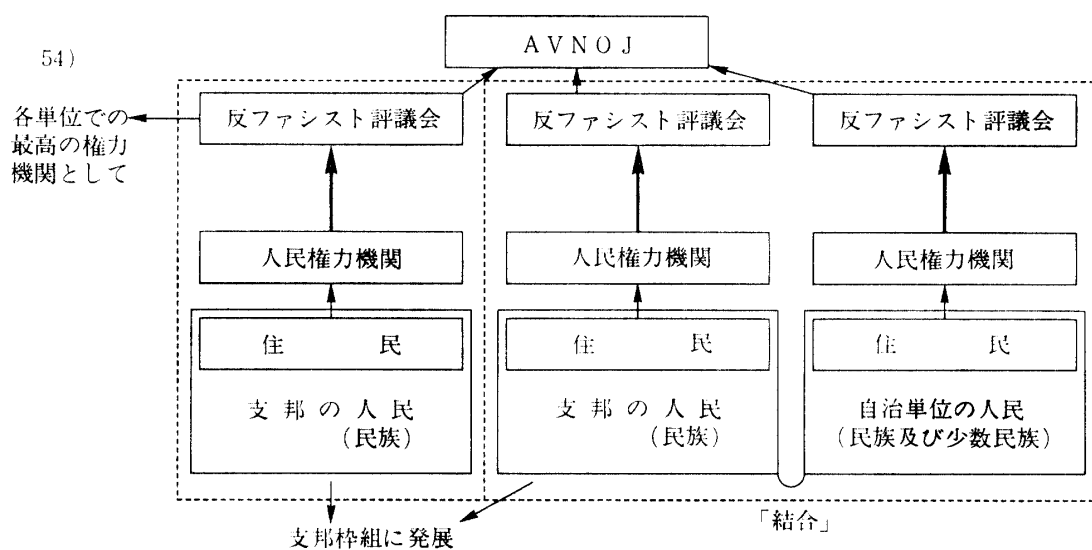
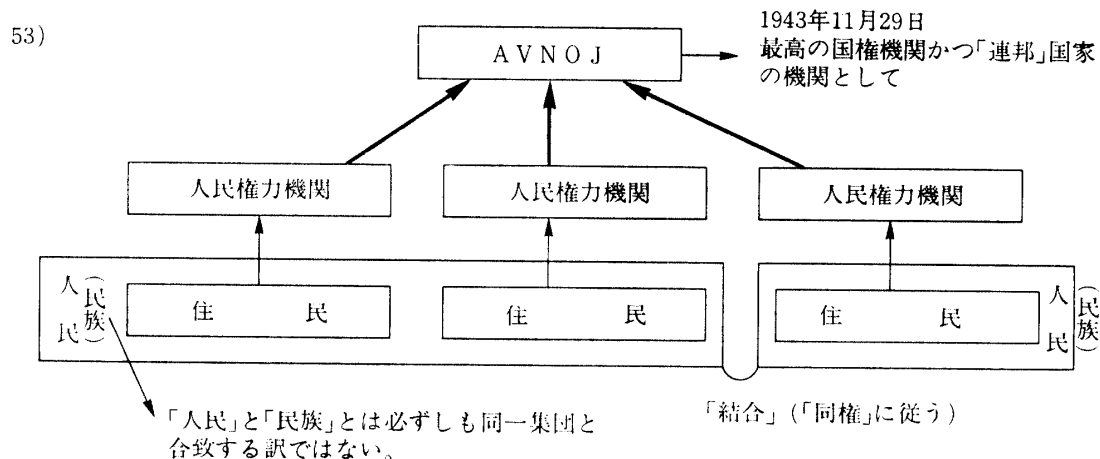
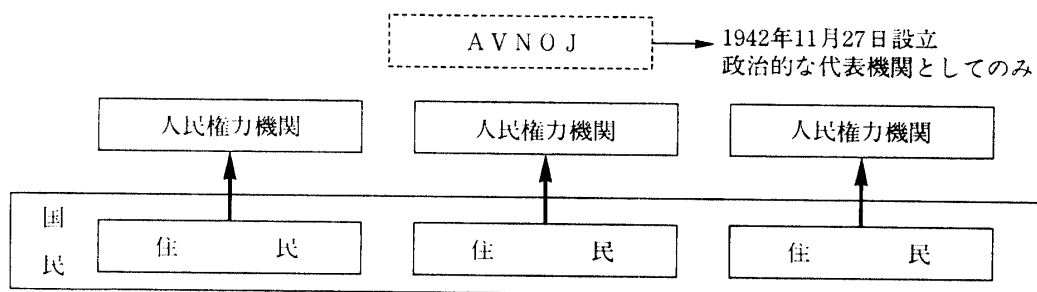
- 5) 唯一の例外は、柴 宜弘「ユーゴスラヴィア：1945-1948年」『歴史学研究』第465号、1979年2月である。ただし、人民の自決概念との関連性、AVNOJ 決定の法的性格をめぐる論争には触れていない。
- 6) 素材としては、当時の諸機関の公式文書を掲載した次の文献を参考にした。
 Branko Petranović i Momčilo Zečević, *Jugoslavija: 1918-1984, Zbirka dokumenata* (ユーゴスラヴィア：1918年から1984年まで公式資料集), Beograd, 1985.
 また、そのなかの若干の決議・決定の英語訳として、次も参照した。
 Military History Institute of the Yugoslav People's Army, *The National Liberation War and Revolution in Yugoslavia (1941-1945), selected documents*, Beograd, 1982 (以下 MHI).
 なお、本研究ノートは、法制面及び理論面での分析に重点を置くため、この時期の政治過程で重要なアクターとなった政治勢力、とくにユーゴ共産党 (Komunistička Partija Jugoslavije) の政策と行動については触れなかった。また、資料面でも一次資料を用いた歴史学的検討という手続を必ずしも踏襲しなかった。これらの点での不充分さは、別の機会に補うつもりである。
- 7) Slobodan Nešović i Branko Petranović, *AVNOJ i Revolucija; Tematska Zbirka dokumenata 1941-1945* (AVNOJ と革命；テーマ別資料集), Beograd, 1985, str. 445-449. MHI, pp. 576-583.
- 8) 宣言本文第1条第2パラグラフ。Nešović i Petranović, n. d. str. 447. MHI, pp. 579-580.
- 9) Petranović i Zečević, n. d. str. 542-543. MHI, pp. 583-585.
- 10) AVNOJ 執行部議長としては、イヴァン＝リバール博士、NKOJ 議長としてはヨシップ＝ブローズ＝チトーがそれぞれ任命された。
- 11) Petranović i Zečević, n. d. str. 544-545. MHI, pp. 590-591.
- 12) ユーゴの学者は、これを二重権力の問題とみずに、あくまで AVNOJ のみの正統政府性を前提にした議論を行なっている。例えば、Vojislav Simović, *AVNOJ; Pravno Politička Studija*, Beograd, 1976, pp. 60-67.
- 13) 1944年6月16日及び同年11月1日の NKOJ と亡命政府間の合意（協定 Sporazum）により、両政府が合同してユーゴ国家の主権を一元的に代表する、暫定政府形成が決まった。
- 14) 国際条約を新政府が承継する問題について、次を参照。Stevan V. Djordjević, *O kontinuitetu država s posebnim osvrtom na međunarodnopravni kontinuitet Kraljevine Jugoslavije i FNRJ* (国家の継続性について一特にユーゴスラヴィア王国と FNRJ との国際法上の継続性という視点で), Beograd, 1967.
- 15) Petranović i Zečević, n. d., str. 546. MHI, pp. 585-587.
- 16) 原文では、(n)a osnovu prava svakog naroda na samoopredeljenje uključujući pravo na otcepljenje ili na ujedinjenje sa drugim narodima とある。自決主体は、「人民」

AVNOJ 第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化

- (narod) であって、「民族」(nacija)とは異なる用語法であることに注目したい。また、下線部が、結合の権利を規定している。
- 17) 人民解放委員会とは、解放された地域にて行政と対占領抵抗継続を任務にして設立された機関。1942年2月パルチザンの指導部が各地のこうした機関の法的権限や任務・構成に関する規則（フォチャ規則 *Fočanski Propisi* と呼ばれる）を制定していた。この規定によると、村落レベル→地方自治体（コミュニオン）レベル→郡レベル→管区レベル→地方や州のレベル又は都市レベルという各級の人民解放委員会が設立され、おのおの代議員を上級機関に選出しつつ、行政運営をすることとなっていた。AVNOJの当該決定では、このような人民権力機関の最高機関（連邦の最高機関という側面も併せて）として位置づけたことになる。
 - 18) 戦中期の少数民族とユーゴの人民解放運動との関係については、次を参照。
Janko Pleterski, "The National Question" in *War and Revolution in Yugoslavia 1941-1945*, N. Štrugar ed., 1985, pp. 61-87.
 - 19) V. Simović の前掲書及び次の論文による。Ferdo Čulinović, "Državnopravni značaj drugog zasjedanja AVNOJ-a" (AVNOJ 第2回会議の国家法上の意義), *Arhiv za Društvene i Pravne Nauke*, 1953, br. 4, str. 297-308.
 - 20) Simović, n. d. str. 32-33.
 - 21) Čulinović, n. d. str. 299.
 - 22) Simović, n. d. str. 33-34.
 - 23) Isto, str. 34-38, 又は, B. Petranović, *AVNOJ; Revolucionarna Smena Vlasti 1942-1945* (AVNOJ; 権力の革命的な移行), Beograd, 1976, str. 212-214.
 - 24) この点をとらえて, AVNOJ 第2回会議以前に, ある意味で新しい国家が生まれつつあった, とする。Simović, n. d., str. 35.
 - 25) この見方は, AVNOJ がその第2回会議以前の時点で「事実上の政府」として機能していたという立憲説の欠点, つまり「事実上の政府」が有効な立法権を行使できないという問題, を補うものである。
 - 26) Simović, n. d. str. 37.
 - 27) Isto, str. 36-37, Petranović, n. d. str. 212.
 - 28) なお, AVNOJ の「宣言」のなかでは, モスクワ連合国外相会議で採択された決定, 「あらゆる人民がその意思に従い国内の統治形態を決める権利を持つ」との規定を確認していた。
 - 29) V. Simović i B. Petranovic, *Istorija Narodne Vlasti u Jugoslaviji* (ユーゴスラヴィアにおける人民権力の歴史), Beograd, 1979, str. 137-138, 又は, MHI, pp. 512-513. なお, 「委員会」執行部議長には, ヨシップ＝ヴィドマル (Josip Vidmar) になる。
 - 30) Petranović i Zečević, n. d. str. 532-533 (一部を抄録), 又は MHI, pp. 483-492 (全文訳)。なお, ZAVNOH 執行部議長には, ヴラディミール＝ナゾール (Vladimir Nazor) になる。
 - 31) ZAVNOH の第2回会議 (1943年10月) が採択した決議のなかでも, ユーゴの他人民と共同して, クロアチア人及びセルビア人 (hrvatski i srpski narod) が, 人民の自由で同権の, 新しいユーゴのため闘争していること, 並びに自決を基礎にしてユーゴ内に「自由で民主的なクロアチア」が建国されること, を確認した。Petranović i Zečević, n. d. str. 536-537.
 - 32) なお評議会は当時, ツルナ＝ゴーラに加えて「コトル湾地域」(Boka kotorska) も管轄下としていたので, 正式には「ツルナ＝ゴーラ及びコトル湾」の評議会 (ZAVNO Crne Gore i Boke) であった。その決議について, Petranović i Zečević, n. d. str. 539 (抄録), MHI, pp. 535-540 (全文訳)。

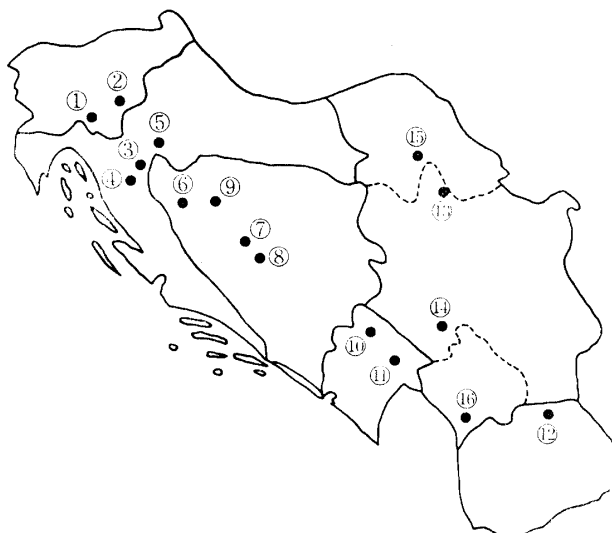
- 33) Petranović i Zečević, n. d. str. 553, 又は MHI, pp. 663-664. なお, CASNO 執行部議長には, ニコ＝ミリャノヴィチ (Niko Miljanović) になる。
- 34) Petranović i Zečević, n. d. str. 540-541 (抄録)。又は MHI, pp. 552-556 (全文訳)。
- 35) 決議の本文第 5 条による。
- 36) Petranović i Zečević, n. d. str. 554-555, 又は MHI, pp. 659-660. なお, ZAVNOBiH 執行部議長には, ヴォイスラヴ＝ケツマノヴィッチ (Vojislav Kecmanović) からなる。
- 37) MHI, Ibid, p. 661.
- 38) マケドニア問題が単にユーゴ一国の国内問題としてばかりでなく広くバルカン地域の政治的安定と安全にも影響することから, 第 2 次大戦開始の前に, 若干の専門家の手で, マケドニアを核にして関係諸国の連邦化を内容する案が提示されていた。その多くは, 民族問題の解決方法として地域それ自体の政治構造の変更 (連邦案) を企図するもの, であり注目したい。
Hugh Seton-Watson, *Eastern Europe between the Wars 1941-1945*, Conn. 1962 p. 277 及び pp. 317-318, Oscar Janowski, *Nationalities and National Minorities: With Special Reference to East-Central Europe*, London, 1945, p. 177 を参照。
- 39) Petranović i Zečević, n. d. str. 538-539.
- 40) Isto, str. 555-556, 又は MHI, pp. 664-665. なお, ASNOM 執行部議長は, メトディ＝チェント (Metodi Čento) になる。
- 41) Petranović i Zečević, n. d. str. 557-558, 又は MHI, pp. 692-694. なお, ASNOS 執行部議長は, ブラゴイェ＝ネシュコヴィチ (Blagoje Nešković) になる。
- 42) Slobodan Nešović, *Temelj Nove Jugoslavije* (新生ユーゴのいしずえ), Beograd, 1973, str. 156-163.
- 43) 「宣言」第 1 条第 1 項。
- 44) 同第 1 条第 3 項。
- 45) Petranović i Zečević, n. d. str. 540 (抄録) 又は MHI, pp. 542-547 (全文訳)。
- 46) Petranović i Zečević, n. d. str. 620-621. サンジャックの地位に関して, AVNJO 執行部内で議論があった。引用 621 頁脚注を参照。
- 47) Petranović i Zečević, n. d. str. 624-625. この請願に併せて, ヴォイヴォディナから AVNOJ への代議員を選出した。代議員の一部には, ヴォイヴォディナの分離を主張した者もいたようである。詳しくは, Petranović i Simović, *Istorija Narodne Vlasti*, str. 212 を参照。
- 48) Petranović i Zečević, n. d. str. 623.
- 49) Petranović i Simović, n. d. str. 212.
- 50) Petranović i Zečević, n. d. str. 558 (抄録)。ただし, ユーゴ共産党の中央委員会は, このようなコソヴォのアルバニア系住民の意思に好意的ではなかった。大アルバニア主義を警戒して, 同中央委からコソヴォの地方委員会へ宛てたメッセージにつき, 前掲書 559-561 頁を参照。
- 51) Isto, str. 627-628 (抄録)。
- 52) これを概念図で図示してみると次頁のようになろう。

AVNOJ 第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化



なお、ユーゴ各地域での最高権力機関の設立の時期と場所は、次の通り。

- スロヴェニア ①コチェヴェーコチェヴェ集会—1943年10月
 ②チュリノメリー—SNOS—1944年2月
 クロアチア ③プリトヴィツェ—ZAVNOH 第1回会議—1943年6月
 ④プラシュキー—ZAVNOH II—1943年10月
 ボスナ＝ヘルツェゴヴィナ ⑤トプスコ—ZAVNOH III—1944年5月



- ⑥ビハチ AVNOJ 第1回会議—1942年11月)
 ⑦ムルコニッチニグラード ZAVNOBiH 第1回会議—1943年11月
 ⑧ヤイツェ—AVNOJ II—1943年11月29日)
 ⑨サンスキー＝モスト—ZAVNOBiH II—1944年6月～7月
 ツルナ＝ゴラ ⑩プリエヴリャーサンジャックの評議会設立会議—1943年11月
 ⑪コラシン (ZAVNO Crne Gore i Boke—1943年11月
 CASNO —1944年7月
 マケドニア ⑫聖プロホル＝プチニィスキー (修道院) ASNOM—1944年8月
 セルビア ⑬ベオグラード—ASNOS—1944年11月
 ⑭ノヴィパザール—サンジャックの評議会解散—1945年3月
 (ヴォイヴォディナとコソヴォ＝メトヒヤ)
 ⑮ノヴィ＝サド—GNOO—1945年7月
 ⑯プリズレン—コソメットの地方議会—1945年7月

55) 同政府首班には、ヨシッブ＝ブローズ＝チトーが、副首相兼外務大臣に亡命政府前首相のミラン＝シュバシチ (Milan Šubašić) が就任する。

56) 同憲法の草案及び採択された条項の解釈について、次を参照。

M Pijade, *O nacrtu ustava FNRJ od 1946 godine*, (1946年 FNRJ 憲法草案について), *Izabrani Spisi* (選集) T. I, Knjiga 4, str. 108-138. 採択された憲法の下で, FNRJ 議会は, 全国からの選出代議員から構成される連邦院 (Savezno Veće) と各共和国・自治州・自治地方から選出された代議員の民族院 (Veće Naroda) の両院制をとった。議会の執行機関たる連邦政府 (Savezna Vlada) の首班には, チトーが任命された。

AVNOJ 第2回会議諸決定とユーゴスラヴィアの連邦化

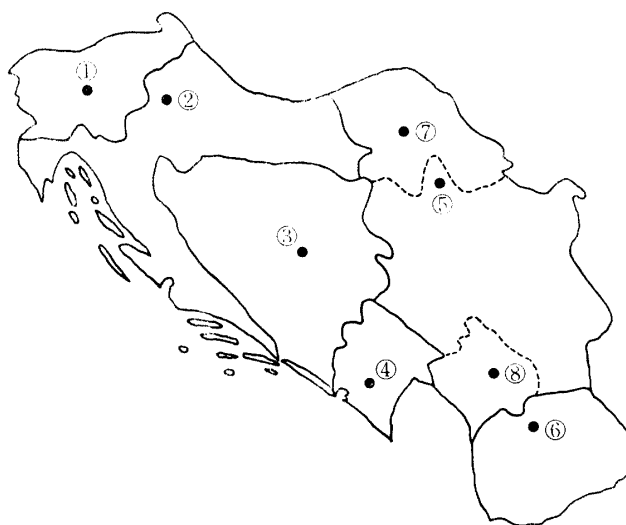
57) 1945年4月に、セルビア・クロアチア・マケドニア・ツルナ＝ゴラ・ボスナ＝ヘルツェゴヴィナの順に、5月にスロヴェニアの政府がそれぞれ樹立された。その首班は、セルビア→Blagoje Nešović, クロアチア→Vladimir Nazor, マケドニア→Lazar Koliševski, ツルナ＝ゴラ→Blaže Jovanović, BiH→Rodoljub Čolaković, スロヴェニア→Boris Kidrič, である。Nešović i Petranović, n. d. str. 707-715.

58) ふつう国際法上で言う連邦国家とは、「固有の機関を持ち、その構成国家のみならず市民に対しても規律権限を行使する、主権的諸国家の連合」として定義される。これは、国家結合の仕方としての国家連合 (confederation) では中央集権度が弱く、若干の共通権限を機関に付与しているのと比べて、連邦機関への権限集中が進行していること、を意味する。ユーゴの場合に、「人民」間の結合→支邦枠組とその間での結合→連邦憲法制定という独特なコースを得たことを留意したい。

連邦の定義は、L. Oppenheim, *International Law*, Vol. 1 (Peace), 8 th (ed.), p. 175 による。

(追補) 現行憲法 (1974年) の下でのユーゴの国家構成並びに首都名を掲げる。

- ① スロヴェニア社会主義共和国 (SR) リュブリャナ (Ljubljana)
- ② クロアチア SR, ザグレブ (Zagreb)
- ③ ボスナ＝ヘルツェゴヴィナ SR, サライェボ (Sarajevo)
- ④ ツルナ＝ゴラ SR, チトーグラード (Titograd)



- ⑤ セルビア SR, ベオグラード (Beograd)
- ⑥ マケドニア, スコピエ (Skopje)

セルビア SR 内での

- ⑦ ヴォイヴォディナ社会主義自治州, ノヴィ＝サド (Novi Sad)
- ⑧ コソヴァ社会主義自治州, プリシュチナ (Priština)
(自治地方は廃止)